

## 仕様書の添付省略について

愛知県建設部発行の「用地調査及び物件調査委託関係仕様書」を準用するが、仕様書の添付は省略する。

### 特記仕様書

#### 第1章 総 則

##### (適用範囲)

第1条 本仕様書は、安城市（以下「発注者」という。）が施行する国史跡本證寺境内物件補償調査業務委託（野寺町野寺33番）（以下「本業務」という。）に適用する。

2 本仕様書に記載されていない事項は、愛知県建設部発行の用地調査及び物件調査委託関係仕様書によるものとする。

##### (法規等遵守の義務)

第2条 本業務は、本仕様書によるほか次の関係法規を遵守するものとする。

- (1) 安城市契約規則
- (2) その他関係法規

##### (提出書類)

第3条 受注者は、次の書類を遅滞なく提出し、発注者の承認を受けるものとする。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 工程表
- (3) 管理技術者及び照査技術者届（経歴付記）
- (4) 完了届及び納品書
- (5) その他発注者が必要と認めたもの

##### (作業方法)

第4条 受注者は、発注者と常に密接な連絡をとり、正確かつ誠実に業務を遂行するよう努めるものとする。

- 2 受注者は、発注者に対し、作業の進捗状況及び各段階の成果等中間報告をするものとする。
- 3 受注者は、業務の実施に必要な資料の借用を発注者に申し入れることができる。
- 4 受注者は、借用する資料について、発注者に借用書を提出するものとする。
- 5 受注者は、本業務地が国指定史跡であることに注意し、その内容等について発注者の指示に従うものとする。

##### (土地等への立入り)

第5条 受注者は、調査を実施するため、私有地等に立ち入る場合は、あらかじめ権利者の同意を得て、発注者に報告するとともに、調査に従事する者として身分証明書を携帯し、関係人の請求があった場合は、これを提示するものとする。

2 受注者は、調査実施のため、樹木、その他工作物等を無断で除去してはならない。この規定を守らなかったために生じた費用は、受注者の負担とする。

(納入成果品)

第6条 本業務が完了したときは、万全な精度を確保した成果品を完了届とともに提出し、完了検査を受けるものとする。

2 本業務期間途中において、本仕様書に定められた成果品は、部分提出するものとする。

3 受注者は、本業務完了後においても、受注者の責めに帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足その他の処置を講ずるものとする。

(秘密の保持)

第7条 受注者は、業務の遂行上知り得た内容等全般について、これを他に漏らしてはならない。

(疑義)

第8条 受注者は、業務実施にあたり疑義が生じた場合は、発注者とその都度協議し、解決するものとする。

## 第2章 業務目的及び内容

(業務目的)

第9条 本業務は、建築物等の適正な補償費の調査積算を行い、国史跡本證寺境内の国庫補助による土地買上げを速やかに進めることによって、史跡の保護の万全を期すとともに整備事業の円滑な進行を図るものである。

(業務内容)

第10条 本業務の内容については次のとおりとし、再算定数量の詳細は設計書に示す。

1 調査、積算

(1) 建物

(2) 附帯工作物

(3) 動産その他通損

2 物件調書作成

なお、標準耐用年数満了後適用範囲以降の木造建物の移転料積算にあたっては、残耐用年数は調査対象建物を設計可能な者の意見書によるものとする。

3 付帯事項

本業務は、補償総括表と別途、次の3つに分けて補償額を積算し成果納入すること。

- (1) 補償が国庫補助対象とならないもの  
野寺33番内のうち、母屋と樹木
- (2) 補償が国庫補助対象となるもの  
野寺33番内のうち(1)以外のもの
- (3) 移転雑費など(1)と(2)に分けられない補償  
補償を(1)と(2)の建物面積で按分して振り分けること。

### 第3章 検 査

(検査)

第11条 受注者は、完了検査に際しては、万全な精度を確保した成果品及びその他の関係資料等を整えておくものとし、原則として管理技術者を検査に立ち合わせるものとする。

### 第4章 納入成果

(納入成果品)

第12条 受注者は、本業務が完了したときは、万全な精度を確保した下記の納入成果品を提出するものとし、納入場所は、安城市歴史博物館とする。

- |                         |    |
|-------------------------|----|
| 1 物件調書(正本)              | 一式 |
| 2 写真台帳(印刷したものを添付)       | 一式 |
| 3 業務日誌                  | 一式 |
| 4 打合せ記録(随時提出)           | 一式 |
| 5 データCD(エクセル、写真データも含む。) | 一式 |

※ 積算資料より抽出した部材は、コード番号を併記すること。また、積算資料に記載されていないものについては、計算根拠を明示すること。